

公開シンポジウム「宗教教育を宗教界はどうサポートできるのか」報告

2007年12月8日(土)大正大学において、国際宗教研究所主催の公開シンポジウムが開催された。テーマは「宗教教育を宗教界はどうサポートできるのか」であったが、宗教教育をめぐる問題は国際宗教研究所が重視してきているものの一つである。



10年前の1997年には、3月に「宗教教育のいま(1)一現場からの報告を踏まえて」、そして9月に「宗教教育のいま(2)国際的な視野から一中等教育における宗教教育の現状と課題をめぐる」と、宗教教育関係のシンポジウムを2回開催している。

宗教教育をめぐるのは、この10年の間にいろいろな立場からの議論が出されているが、適切な方向性を示唆するにいたったものは、きわめて少ない。現状の把握に努めた上で、何が必要か、また何が可能かといったことを現実的に議論するという基本的な手順があまり踏まえられていないのも事実である。したがって理念の提示はさまざまな論者が各媒体で展開しているが、実現可能性ということになると、首をかしげたくなるものが少なくない。

そうした中に、昨年から日本宗教学会、「宗教と社会」学会を中心に「宗教文化士(仮称)」という資格を学会が協力して設定し、その資格に関わる講義等を大学のカリキュラムに組み込めないかという議論が本格化してきた。それを検討する委員会やワーキンググループが発足している。この試みは、公立学校の現状や、一般社会の受け止め方を考慮するなら、従来の宗教情操教育を中心とする宗教教育の推進を考えるより、宗教文化教育を広げるというやり方の方が、社会に受け入れられやすく、したがって実現性も高いという見通しに基づいている。

このように宗教教育をめぐるのは、あらたな段階の議論や試みが進展するなか、国際宗教研究所も昨年度、「宗教文化をどのように伝えるか?」というテーマで公開シンポジウムを開催した。これは実は宗教文化教育との接点を広く有するテーマであった。そして今回のシンポジウムは、宗教文化教育の議論に関して、前回とは別の角度からのアプローチを試みたことになる。すなわち、仮に公立学校において、宗教についての教育を今一步進めるというような方向に向かった場合、宗教界はこれにどう向かいあうかという、かなり具体的な課題である。この点については、シンポジウムの趣旨として、次のように明確に示されていた。

昨年12月に教育基本法が改正されました。宗教教育に関しては、第一項が「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。」となりました。「宗教に関する一般的な教養」という文言が新たにつけ加えられました。公立の学校における宗教教育についての議論は、長くいわばデッドロック状態にあり、なかなか進展しませんでした。これにより事態が変わっていく可能性があります。

教育基本法の改正への対応は別としても、若い世代が置かれている昨今の日本の社会・文化的状況、あるいはグローバル化が進行する世界の状況を考えるなら、宗教に関する問題は公立学校において、もう少し正面から扱う機会があつていいと考えられます。その場合に、いくつかの方向性が考えられます。知識教育をもう少し充実していけばいいという意見があります。宗教的情操教育の必要性を主張する意見もあります。さらに宗教文化教育の導入という新しい提言もあります。いずれにしても、公立学校においても、宗教について従来より一步、二歩深く教えた方がいいという点では、共通しています。



立学校や一般社会にとって受け入れられやすいものか。具体的なアイデアに基づきながら、意見を交換し、この問題を一歩進めていきたいと考えています。

この趣旨文に示してあるように、シンポジウムの目的は公立学校がもう少し宗教に関する教育に積極的になった場合の、宗教界の対応を具体的に考えていこうとするものであった。ただ、こうした課題を検討するには、現段階では各宗教団体の公式的な意見を求めるよりは、個人の立場から自由に述べてもらうのが適切と判断して、発題者にもそうした了解のもとに参加してもらった。発題者は次の4人であった。神社本庁教学研究録事の藤本頼生氏、臨済宗妙心寺派本誓寺住職の赤松宗典氏、立教大学チャプレンの香山洋人氏、そして（立正佼成会）教育者教育研究所所長の河村蓉洞氏である、



図らずも、宗教関係者でもあり、教師でもある人々をとおしての試みが神社界と立正佼成会から示されたが、この試みはかなり限定的なものとならざるを得ず、その点が大きなネックとなる。また本誓寺の試みも一つの確固たる姿勢を示すものであったが、多くの寺院に期待するのは困難と考えられた。

4人の発題を受け國學院大學講師の平藤喜久子氏は、研究者の立場から、各発題へのコメントとともに、教団はもっとインタ

では、実際に学校側がそのような必要性を認めて、具体的な方法を求めるようになったとき、宗教関係者の側では、それをサポートするために、どのような態勢をとれるでしょうか。この点を具体的に討議するのが、今回のシンポジウムの趣旨です。

教団全体での取り組みのほか、地域社会や各種のNPO団体などの組織・団体と連携した試み、その他さまざまな形態が考えられるかと思えます。すでに着手されている試みも含めて、今後どのような方法を提起したらいいのか。それらが公



いずれの発題者も宗教団体・組織に関わりがあるが、各団体・組織の実情を踏まえながらも、個人的な立場からの見解を提示してもらった。藤本氏は、神職であり教師である人たちによる試みを紹介し、赤松氏は、自らが主宰するふるさと道場の立場を紹介した。香山氏はキリスト教がこの問題に関わる困難さと、しかし宗教文化教育なら取り組むべき可能性のあることを述べた。河村氏は立正佼成会の会員で教師である人々の学校における主として心の悩みへの取り組みを紹介した。



ーネットを使っての関わりを考えるべきではという提言も行った。パネリスト間の応答に続いて、フロアからもさまざまな質問・意見が出されたが、公立学校への関わりに慎重な意見や、宗教界がはたしてこうした課題に対応する用意ができているのかを疑問視するような厳しい意見も出された。



公立学校における宗教教育というテーマは、宗教文化教育という一つの切り口が見いだされたのは確かであるが、具体的に取り組んでいく過程では、宗教関係者が個々になしている試みとの突きあわせをさらに重ねていくことが必要となってくる。今後もさらに現状に即した議論を深めていくべきことを感じさせられた。

なお、このシンポジウムの様子は、精神文化映像社が提供する「精神文化の時間」(スカイパーフェクTV! 216ch ベターライフチャンネル)で3月20日に1時間にわたって放映された。